

食品衛生法改正に伴う新許可業種の経過措置期間の終了について

1 概要

- 2021年6月1日付けで施行された改正食品衛生法により、許可を要する業種が見直され、**漬物製造業**を含む新たな許可業種が追加された。
- 追加された業種については、従来は愛知県食品衛生条例に基づく「届出」の対象として取り扱っていた。
- 追加された業種を営む場合、**営業許可の施設基準を満たし、経過措置期間中（2024年5月末まで）に「許可」を取得する必要がある。**

2 食品衛生法の改正について

(1) 許可業種の見直しのイメージ

改正前 (2021.5.31 まで)

食品衛生法に基づく要許可業種 (34 業種)

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、乳類販売業、食肉処理業、食肉販売業、食肉製品販売業、魚介類販売業、魚介類せり売り営業、魚肉ねり製品製造業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、氷雪販売業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょう油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰製造業、添加物製造業

県条例に基づく届出業種 許可業種を除く食品製造、加工業 (**漬物製造業等も含まれる**)



リスクに応じて見直し

改正後 (2021.6.1 以降)

食品衛生法に基づく要許可業種 (32 業種)

飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業、魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、**水産製品製造業**、氷雪製造業、**液卵製造業**、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、**漬物製造業**、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業

食品衛生法に基づく届出業種 許可業種及び届出不要業種 (包装された常温品のみ販売 等) を除く営業

(2) 食品衛生法の改正により新たに許可業種となった営業

① 漬物製造業

漬物を製造する営業又は漬物と合わせて漬物を主原料とする食品を製造する営業
(例) 漬物、浅漬け、漬物とその他のものを混合して炒めた食品 等

② 水産製品製造業

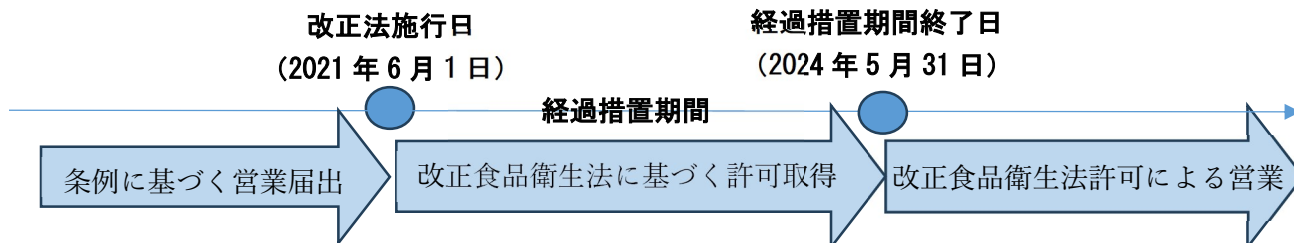
魚介類その他の水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業
(例) あじの開き、干物 等

③ 液卵製造業

鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造をする営業
(例) 卵黄液卵、卵白液卵 等

(3) 経過措置のイメージ

改正法施行日以前から新たに許可対象とされた業種を営んでいる事業者については、2021年6月1日から3年間は経過措置期間として従前のおり営業が可能。



(4) 条例に基づく届出と法律に基づく許可の違いについて

	届出	許可
根拠	愛知県食品衛生条例	食品衛生法
手数料	無し	有り
施設基準	無し	有り (施設基準の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品営業施設は、屋外や食品を取り扱うことを目的としない場所と区画されていること ・ 水を使用する場合、床面が不浸透性の素材で排水が良好であること ・ 手指の再汚染を防止できる手洗い設備があること ・ 食品、器具の洗浄設備があること 等

3 本県の対応

(2021年3月)

- ・ 条例届出施設等の県内食品事業者（約2,300件）へ、食品衛生法の改正に係るパンフレットを一斉送付。

(2023年6月)

- ・ 経過措置期間の終了に関するリーフレット及びWebページを作成し、業界団体宛てに通知。

(2023年6月～)

- ・ 各保健所から条例届出施設に対して、郵送、電話等の方法を用いて改めて経過措置期間の終了を周知。

4 許可取得状況

	条例届出件数 (2021.5.31時点) ※	許可取得件数 (2024.7.31時点)
漬物製造業	1,510件	165件
水産製品製造業	187件	158件
液卵製造業	8件	8件

※ 廃業済みだが廃止届が提出されていない施設が含まれていると想定される。